令和6年度 能登町

定住住宅助成金

令和6年10月23日現在の情報です

【問い合わせ先】

ふるさと振興課 20768-62-8526

能登町にお住まいの方、これから移住される方など、住宅を新築・購入する際にご活用ください

新築住宅:最大300万円

中古住宅:最大100万円 (別途、入居に必要な修繕等に補助があります)

【助成対象者】

- ・18歳以上で本町の住民基本台帳に記載されている方、又は本町に5年以上の定住の意思がある移住見込みの方
- ・町税を滞納していない方

【新築・中古購入の要件】

- ・新築・・・居住部分の床面積が50平米以上の住宅
- ・中古購入・・・「能登町ふるさと空き家情報」に登録された住宅であり、売主が2親等以内の親族ではないこと

【助成金の算出等】 助成金は、9割を現金、1割を「能登町共通商品券」で交付します

・対象費用×助成率(基本率+加算率) ※詳細は裏面のとおり

【申請の流れ】 着工前に申請が必要です(すでに着工した方はふるさと振興課までご相談ください)

- ■着工前・・・①条件確認(事前相談)→②認定申請→③認定通知(役場より)
- ■完成後…④交付申請兼実績報告書→⑤交付決定通知書(役場より)→⑤請求書提出→⑤助成金交付(9割を現金、1割を「能登町共通商品券」で交付)

<u>【助成金の算出等】</u> 新 築:最大300万円 中古購入:最大100万円(別途、入居に必要な修繕等に補助があります。ふるさと振興課までお問い合わせください)

· 対象費用×助成率(基本率+加算率)

基本率及び加算率

建物要件		新築	中古購入
基本率		4%	4%
加算要件	摘要		
1. 町内施工業者による請負加算	本町に営業所又は事務所を有する住宅建設関連事業者をいう。	2%	_
2. 子ども加算	申請時に申請者の同居家族に18歳未満を有する世帯をいう。	3%	3%
3. 若者世帯加算	申請時に申請者が39歳以下の世帯をいう。	2%	2%
4. ひとり親世帯加算	申請者が婚姻をしていない又は配偶者と死別していて、かつ、18歳未満の子を有する世帯をいう。	1%	1%
5. 高齢者世帯加算	申請時に申請者が65歳以上又は同居家族に65歳以上の者を有することをいう。	1%	1%
6. マイナンバーカード及びひまわり カード所有加算	申請時に申請者を含む同居家族全員がマイナンバーカードを所有及び世帯員の1人以上がひまわりカードを所有していることをいう。	1%	1%
7. 地域貢献加算	申請時に申請者又は世帯員が国・県・町等の機関から委嘱され、継続して地域貢献活動を行っていることをいう。(消防団員、交通推 進隊員、民生児童委員など)	1%	1%
8. 土地購入加算	工事又は売買契約時の1年前以内に住宅用土地を購入したものをいう。ただし、2親等内からの購入は除く。	1%	1%
9. 建物解体加算	工事又は売買契約時の1年前以内に既存住宅を解体したものをいう。ただし、解体費用が30万円以上(消費税及び地方消費税の額を含まない。)を対象とする。	1%	_
10. 在住者加算	申請時に5年以上町内在住である者をいう。	3%	3%
11. 移住者加算	申請時に転入して5年未満の方で、転入日以前に引き続き5年以上町外に住んでいた者をいう。	3%	3%

<令和6年10月23日現在の情報です>

【問い合わせ先】ふるさと振興課 ☎0768-62-8526